

商店街共同施設災害対策支援助成（新設）

安心・安全な商店街づくりのため、大規模地震等の発生に備え、商店街が保有する老朽化したアーチ、アーケード及び街路灯の調査、改修・撤去に要する経費の一部を助成する制度です。

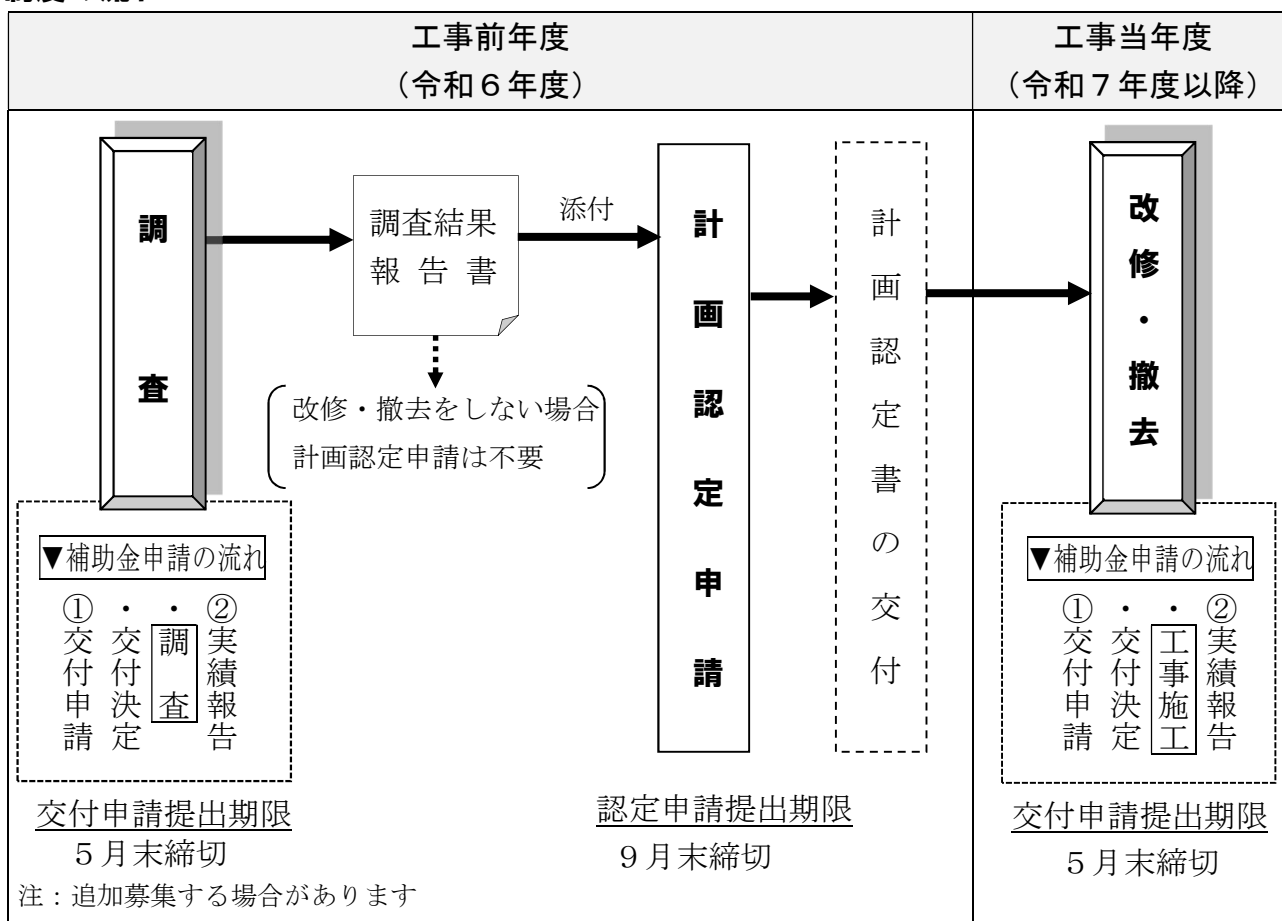
区 分	調 査	改修・撤去
補助期間	令和6～9年度	令和7～10年度
補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街振興組合 ・ 商店街を地区とする事業協同組合 ・ 商工会 ・ 中小小売商業者等を主たる構成員とする法人格を有しない団体 	
補助対象施設	アーチ、アーケード及び街路灯 注：設置後10年以上経過した施設が対象	
補助対象経費	劣化調査費等	施設改修費、撤去費
補助率	80%以内 ※1	50%以内 ※1
補助限度額	40万円／団体 (令和6～9年度の累計)	500万円／団体 (令和7～10年度の累計)
下限要件	—	補助対象経費250万円超／団体 (令和7～10年度の累計)
備 考	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士等の事前調査が必要 ・ 前年度に計画認定申請が必要 ・ 撤去は商店街の解散を目的としないこと
申請期限	令和6年5月31日（金）※2	— 注：令和6年度の申請はありません
	計画認定申請 ：令和6年9月30日（月） 令和7年度以降に改修・撤去を予定している場合は申請してください	

※1：補助率は、各商店街からの申請額の合計が本補助金の予算を超える場合、減少する可能性があります

※2：各商店街からの申請額の合計が本補助金の予算を超えない場合、追加募集します

各種申請書等は名古屋市のホームページに掲載しますので、ご活用ください

★制度の流れ



▼補足説明

調査結果報告書	本制度の調査の補助金申請が必須ではなく、同等程度の調査を独自に実施している場合でも対応可能です。なお、改修・撤去の必要性が確認できれば、工事の前々年度に調査したものでも対応可能です。
計画認定申請	複数施設、複数年度にわたる工事の計画認定申請でも構いません。 <u>なお、複数年度の場合、毎年計画認定申請は必要ありませんが、事業費の増額を伴う場合は、工事を予定する前年度の9月末日までに必ず計画認定申請を提出してください。</u>
交付申請・実績報告	複数年度の計画認定の承認を受けた場合でも、毎年度の交付申請書及び実績報告書の提出は必要です。そのため、各年度3月末までにその年度に実施した工事の代金の支払いを完了してください。
補助限度額	令和6年度から10年度において、1商店街あたりの補助限度額に達していなければ、複数回の調査及び改修・撤去を行うことは可能です。ただし、いずれも下限要件・申請要件を満たす必要があります。
下限250万円超	複数施設及び複数年度にわたる工事で、施設改修費及び撤去費が250万円超になるのであれば申請可能です。 <u>ただし、複数年度にまたがる工事で、最終的に250万円を超えない場合、既に交付した補助金は返還していただくことになりますので、ご注意ください。</u>

★対象事業

区 分	補助事業の要件	補助対象経費
調 査	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の安全対策を目的として実施するもので、建築士等が街路灯、アーチ及びアーケードの形状、材質、錆による腐食の進行状況等を確認して、改修又は撤去が必要な箇所を指摘する現況調査、耐震診断等の調査・診断を行うものであること ・上記の調査・診断により、調査報告書を作成して、改修・撤去が必要な場合は工事提案及び概算工事経費の算定を行うものであること ・上記調査と併せて実施する、街路灯、アーチ及びアーケードの整備方法に関する助言、指導を行うものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、測量に関する委託費 ・調査結果報告書の作成に要する経費 ・コンサルティング費、計画策定費
改 修	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の安全対策を目的として実施するもので、計画認定に基づく改修工事であること ・補助対象経費の合計額が250万円超であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設改修費（建替えを含む）
撤 去	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の安全対策を目的として実施するもので、計画認定に基づく撤去工事であること ・補助対象経費の合計額が250万円超であること ・商店街等団体の解散を目的とした撤去でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去費（建替えに伴うものは対象外）

補助対象外経費

- ・調査の結果、十分な強度を有しており、現時点では改修又は撤去を要しないと認められる施設に係る改修工事又は撤去工事
- ・塗装、部品交換など通常の維持管理のために行う工事
- ・災害対策を目的とするものと認められない塗装、デザインの変更等
- ・事業の実施に伴って発生する施設の移設・撤去、残材処分などの経費のうち、補助事業者が負担することが適当でない認められるもの

注1 令和6年度から令和10年度におけるアーチ、アーケード及び街路灯の改修・撤去を合わせた補助対象経費の合計額が250万円超の場合も含む

注2 撤去（改修において施設撤去をする場合も含む）においては、過去に国等から補助金を受けて整備したもので、当該処分制限期間を経過していないものは補助対象外とする（ただし、処分の承認を受けた場合は、この限りでない）

★既存制度との区別

既存制度は、調査や計画認定の提出が不要であるため、年度中に早急な対応が必要な補修・撤去や、比較的軽微な工事にご利用ください。

（運用イメージ）

- ・新制度でアーケードの支柱の改修工事を予定しているが、屋根が破損して雨漏りが発生したため、至急工事したい。

既存制度	商店街共同施設維持管理費助成（施設の補修・撤去） 補助率：1／5 補助限度額：50万円
------	--